

荒川将来像計画 2010

地区別計画

〔葛飾区〕

荒川の将来を考える協議会

まえがき

葛飾区を流れる荒川は、明治末期の2度の大洪水を契機として洪水からまちを守るためにつくられた人工の放水路ですが、完成して約80年経った現在では人工のものとは思えないほど、ひとつの風景としてすっかり地域に定着し親しまれています。

この荒川（荒川の下流部分）を巡って、私たちの様々な欲求がふえてきています。一つにはこの荒川に生まれた豊かな自然を守り育てる場、極度に都市化された葛飾区内にあって残された貴重な空間としての、スポーツ・レクリエーションを楽しめる場、地震時の避難場所、また、水面を舟運の路や洪水から守ること等、多面的利・活用が求められています。

「荒川将来像計画」は荒川を「荒川らしさとは何か」という視点から眺め、様々な意見を調整し、荒川の将来の姿を提示したものです。「荒川将来像計画」は荒川の下流部全体を対象に、目指すべき川づくりを示す全体構想と、沿川市区毎にまとめた地区計画で構成されています。葛飾区の地区計画は平成8年4月に策定されており、以降、この計画に基づき葛飾区が将来像として掲げる「水と緑豊かな心ふれあう住みよいまち」の実現に向け、整備を進めてまいりました。この度、策定から10年余りが経過し、社会情勢等の変化や現状の課題を整理し、それらへの対策や魅力をより向上させるための取り組みについて、荒川下流部全体の今後の川づくりの方向性を示す「推進計画」が策定されました。本地区別計画は、「推進計画」を受け、荒川下流部の沿川関係自治体である2市7区において、各市区が住民と協働で川づくりを行うための行動指針としてとりまとめられたものです。

なお、本計画は、荒川下流部の沿川2市7区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」により、その将来像について検討し、また関係する多くの方々との協議により策定したものです。

荒川の将来を考える協議会

葛 飾 区 長 青 木 克 徳
国土交通省荒川下流河川事務所長 波多野 真 樹

荒川将来像計画 2010 地区別計画〔葛飾区〕

目 次

1. 地区別計画とは.....	1
1.1 計画のねらい.....	1
1.2 計画の位置づけ.....	2
1.3 検討体制.....	3
1.4 推進計画のあらまし.....	4
2. 荒川づくりの考え方.....	5
2.1 まちづくりの中での荒川の役割.....	5
2.2 川づくりの基本方針.....	6
2.3 土地利用計画.....	9
2.4 ブロック別計画.....	12
2.4.1 現況土地利用.....	12
2.4.2 ブロック区分.....	13
2.4.3 ブロック計画.....	14
3. 荒川の維持・管理の考え方.....	31
3.1 基本的な考え方.....	31
3.1.1 管理計画策定の背景.....	31
3.1.2 管理上の課題.....	31
3.1.3 管理計画の手法.....	32
3.2 行政と区民の役割.....	33
3.2.1 国土交通省（河川管理者）が行う維持管理.....	33
3.2.2 葛飾区が行う維持管理.....	33
3.2.3 区民と行う維持管理.....	34
3.5 環境学習の取り組み.....	37
4. 計画の実施に向けて.....	38
4.1 推進の仕組み.....	38
4.2 計画の変更プロセス.....	38
4.3 計画書の周知.....	38

1. 地区別計画とは

第1章は、計画のねらい、位置づけ、検討体制、構成など、地区別計画のあらましを示すものです。特に、前回策定した地区計画との違いや推進計画との違いを分かりやすく解説しています。

1.1 計画のねらい

平成8年4月に策定された「荒川将来像計画」は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みをとりまとめたものです。荒川下流部は、この計画に基づき自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間となるよう整備が進められています。整備を進めるにあたっては、「荒川を考える葛飾区民会議」（以下、荒川市民会議という。）の議論を踏まえるとともに、沿川自治体の協力により親しみのある荒川づくりを進めているところです。

一方、策定より10年余りの年月が経過し、社会情勢等が変化してきた中で、河川敷の自然地向への要望の増加や不法投棄や漂着によるゴミの増加、河川敷における迷惑行為の増加、などの新たな課題が顕在化しています。

このような背景の下、これまでに得た知見をもとに、荒川下流部における新たな課題に対応し、これらの解決とより魅力的な川とするため、「荒川将来像計画 2010 推進計画」が平成22年7月に策定され、それに基づき「荒川将来像計画 2010 地区別計画」を策定しました。



葛飾区を流れる荒川（7.0km～9.5km）

1.2 計画の位置づけ

「荒川将来像計画 2010 推進計画」は、「将来像計画 全体構想書 1996」の理念と方針を踏襲し、荒川下流部全体の今後概ね 10 年後の望ましい姿を目指した計画として、とりまとめたものです。

地区別計画は、この推進計画をふまえ、荒川下流部の沿川関係自治体である 2 市 7 区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市、戸田市）が主体となつて、それぞれの地区における今後の 10 年間の川づくりの取り組みと今後の維持・管理の方針を地区別計画として策定するものです。

また、これまでの 10 年余りの取り組みの結果として、自然地の保全・創出や多目的地の整備等が推進され、荒川の望ましい姿に近づくよう取り組みが行われています。本計画では、これまでの河川整備・保全の成果・効果を継続的に発現するための取り組みと市民との協働による河川管理を進めていきたいと考えております。

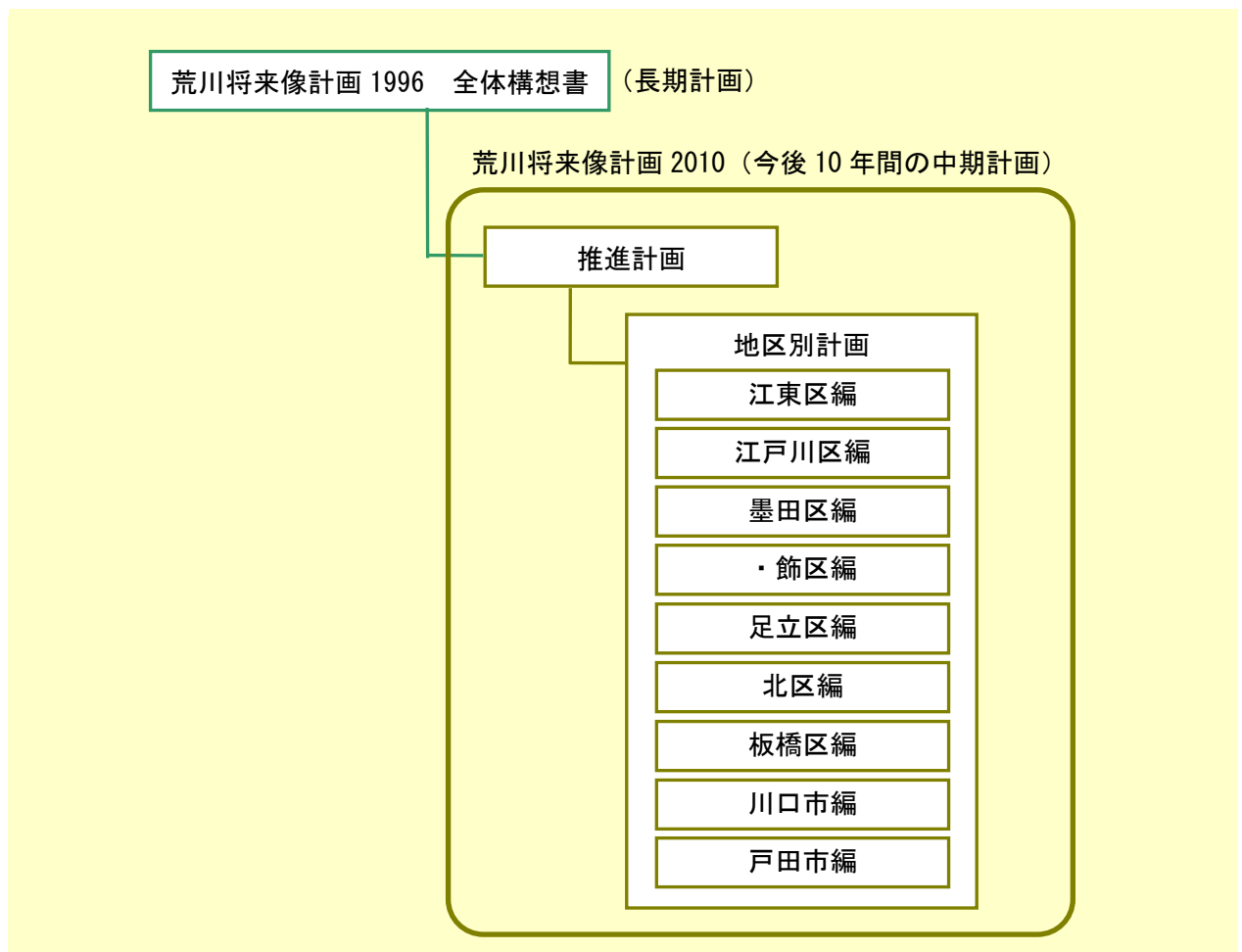


図 1 荒川将来像計画 2010 の構成

1.3 検討体制

地区別計画は自治体及び国により原案を作成した上で、荒川市民会議等において地域住民の意見聴取を行い、「荒川の将来を考える協議会」への案の提出・承認を得て策定します。

地区別計画策定後は、ブロック毎の計画の改善に向けて、フォローアップを行うものとし、必要に応じて内容の見直しを行っていきます。

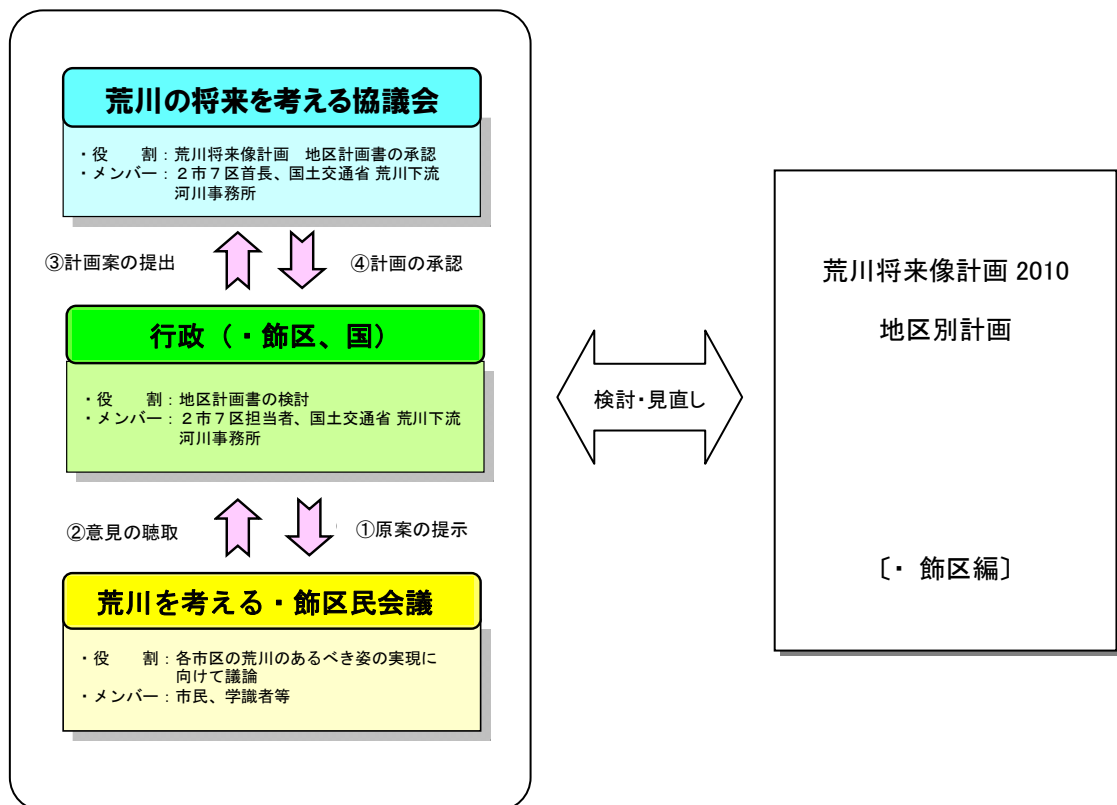


図 2 荒川将来像計画 2010 地区別計画の検討体制

1.4 推進計画のあらまし

「荒川将来像計画 2010 推進計画」では、「放水路から川らしい水辺へ」をスローガンとして掲げ、治水・環境・利用の相互関係を大切にしたバランスのとれた川づくりの取り組みを3つの理念に基づいて進めていくものとします。

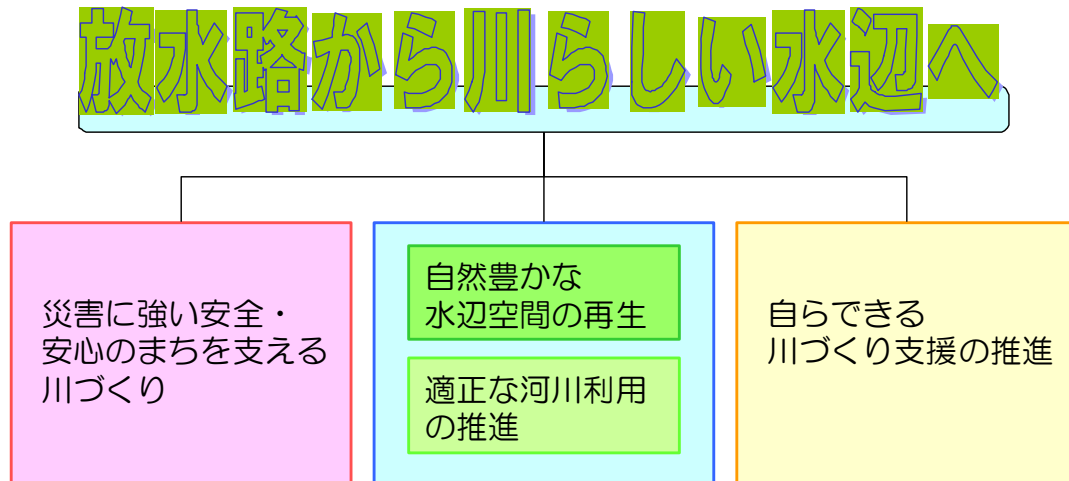


図 3 荒川下流部の川づくりの基本理念

推進計画では、上記の基本理念をもとに以下の4つの取組みを推進していきます。

○ 災害に強い安全・安心を守る川づくり

- ・ 水害から地域住民の生命と財産を守る治水事業の推進
- ・ 地震時に対応した河川敷、河川を円滑に活用できる取組みの推進
- ・ 河川敷道路、緊急用船着場の確保と危機管理の推進

○ 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり

- ・ 既存の自然地や新たな自然地の保全・創出
- ・ 水質を改善検討し、誰もが安全に親しめる水辺の創出

○ 適正な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり

- ・ 利用ルール作成による、誰もが気持ちよく過ごすことができる雰囲気づくり
- ・ 植樹や便益施設の設置基準の改善と治水安全上に配慮した植樹、ベンチの創出
- ・ 河川敷利用のゾーニングをベースとした多様な利用スペースの拡充

○ 自らできる川づくり支援を推進する川づくり

- ・ 現状の管理水準を維持し、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくための区民との協働による河川管理の推進

2. 荒川づくりの考え方

「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」は短期計画として概ね10年後の姿を示し、地域の人々の協力のもとに、その実現に取り組んで来ました。

策定後10数年が経過した今、その進捗を調査し、当初の計画との整合を確認するとともに、河川環境や河川利用への意識の変化などの社会情勢への対応を図ることが必要となっています。

このため地区別計画では、平成8年から平成21年にかけて整備された当初の計画の進捗状況と、その成果と課題を明らかにした上で、今後の望ましい姿をブロック別計画として示すものです。

以上を受け第2章では、これから概ね10年後の荒川下流部全体の望ましい姿を実現するための方針や土地利用計画、ブロック別の具体的な取り組みの内容を示します。

2.1 まちづくりの中での荒川の役割

本区は、東を江戸川、西を荒川、綾瀬川、北を大場川・小合溜に囲まれ、さらに中央部に中川、新中川が流れる、まさに「川の手」と呼ぶにふさわしい水辺空間に恵まれた土地柄となっています。かつては、川との生活のかかわりも深く、川によって育まれた地域文化もありました。

都市における河川、公園、緑地などは、美しい街並みの演出、区民のレクリエーション、ヒートアイランド現象の緩和、生物の生息・生育空間、災害時の避難場所など、生活の質を高め、快適で安全な生活を営む上で大変重要な役割を担っています。

このような都市における貴重なオープンスペースである水辺空間を活かしたまちづくりを進め、葛飾区が将来像として掲げる「水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち」を実現していきます。

2.2 川づくりの基本方針

●コンセプト

河川や水元公園等を生かし葛飾固有の文化や風土を尊重した、安全で親しみのある水辺空間の形成等、地域の個性に合った新しい「人と緑・川との関係」づくり

- ・本区の自然の骨格をなす荒川、江戸川、中川、新中川、綾瀬川、大場川を基軸として、公園の整備などによるオープンスペースの創出を図るとともに、市街地に残る樹林や農地の保全など、本区の特性に応じた個性ある緑づくりを進めます。
- ・区民、事業者そして行政が協力し、それぞれが役割を担いながら、みどりを身近に感じることが出来るまちづくりを進めていきます。
- ・本区は、荒川・江戸川・中川などの大規模な河川に恵まれています。しかし、河川によっては、高い堤防や直立した護岸などにより、容易に水辺に近づけない場所が多いなど、まちと川が切り離されている状況が見られます。今後は、まち全体を視野に入れた、市街地の公園や緑道と川を結ぶ水と緑のネットワークの形成や船着場を活用した水上交通の検討など、魅力ある川の整備に努めることにより川を生かしたまちを実現していきます。
- ・河川沿いでは、河川と一体となった公園緑地等を「水の拠点」として位置づけ、配置します。釣りや日光浴など河川環境を生かした様々なレクリエーション活動の拠点としての機能のほか、震災時の避難場所や河川を利用した支援物資の集配など防災活動の拠点としての機能の充実を図ります。また、河川沿いの散策路や親水テラスの整備などにより、ネットワーク化を図ります。
- ・都市において貴重なオープンスペースである河川敷は、治水や河川環境との調和に配慮しながら、スポーツやレクリエーションなど、人々が集い、憩う空間としての活用を図ります。
- ・広大なオープンスペースを持つ河川敷を生かした賑わいの創出を図るため、木陰の創出など快適性や利便性の向上に資する施設等の充実を図ります。
- ・ワンドなどの静水域の造成、在来植生の回復など、豊かな水辺の自然環境を創出して生物多様性を高め、生物の生息・生育の場の形成を進めます。
- ・大規模河川では、緩傾斜堤防や堤防と一体となった市街地の高台化等の整備を促進し、周辺市街地と一体的なまちづくりを進め、魅力ある河川沿いの都市空間を創出します。また耐震補強工事などの河川改修に合わせ、新たな水辺空間の創出を促進するとともに、河川へのアプローチの向上を図ります。さらに、交流空間としての河川の魅力を高めるため、休憩施設

等の利便施設の設置を関係機関に働きかけます。

- ・自治町会や市民活動団体など、区民が河川の環境整備や活用等に関わる機会の充実に努めます。



図 4 緑・オープンスペースの形成と魅力ある川への整備方針図

- ・河川の自然環境向上のため、地域と連携した自然地の管理のあり方についての検討を進めます。
- ・堀切地区では堀切菖蒲園船着場を中心に、まちと川が連携した地域の活性化策について検討を進めます。
- ・魅力ある河川敷の都市空間を創出するため、堤防と一体となった市街地の高台化等の検討を関係機関や地域の方々と連携し進めます。また、これらの整備に合わせて、荒川河川敷に容易にアクセスできるルートを検討します。



小菅・堀切菖蒲園ブロック（堀切水辺公園）

2.3 土地利用計画

推進計画では、現状の河川敷利用状況をふまえながら、これから概ね 10 年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に「自然系ゾーン」「利用系ゾーン」の 2 つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。

「自然系ゾーン」は主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていくゾーン、「利用系ゾーン」は主にスポーツグラウンドや公園・緑地等の適切な利用を図っていくゾーンとします。

葛飾区地区別計画では、このゾーニングに基づき、現況の土地利用と今後の基本方針をふまえ、下表で示した区分に従って水際を含むゾーン内の詳細な土地利用区分を設定しました。

表 1 葛飾区における土地利用区分

推進計画 ゾーニング	土地利用区分		目的	利用例
自然系ゾーン 利用系ゾーン	自然保全地		現存する自然環境を保全する	モニタリング調査
	自然利用地		区民が自然環境に親しむ	環境教育、自然観察、釣り、散策、虫取り、バードウォッチング
	多目的地		多目的に利用	散策、ピクニック、球技以外のスポーツ等
	利用施設	各種競技場	ゴルフ以外の特定のスポーツを行う	野球、少年ソフトボール場、フットサル場、球技場等
		その他	スポーツ以外の特定の目的で使用	駐車場、船着場、緊急用河川敷道路等

また、荒川下流部の水辺の横断形状を「干潟タイプ」「湿地化タイプ」「親水タイプ」および治水上の観点から「直壁護岸タイプ」の4タイプを設定しました。

干潟やワンド等のエリアでは、必要に応じて水辺に沿った散策路兼管理用通路や堤防側から水辺に近づくための通路の整備を行います。

表 2 荒川下流における水辺整備のタイプ

タイプ名		内 容
A	干潟タイプ	干潟の保全・整備を行う
B	湿地化タイプ	湿地やワンドの保全・整備を行う
C	親水タイプ	河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する
D	直壁護岸タイプ	治水上の重要箇所や改変が難しい箇所で、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する



四つ木駅ブロックの護岸（6.75km～8.0km 付近）

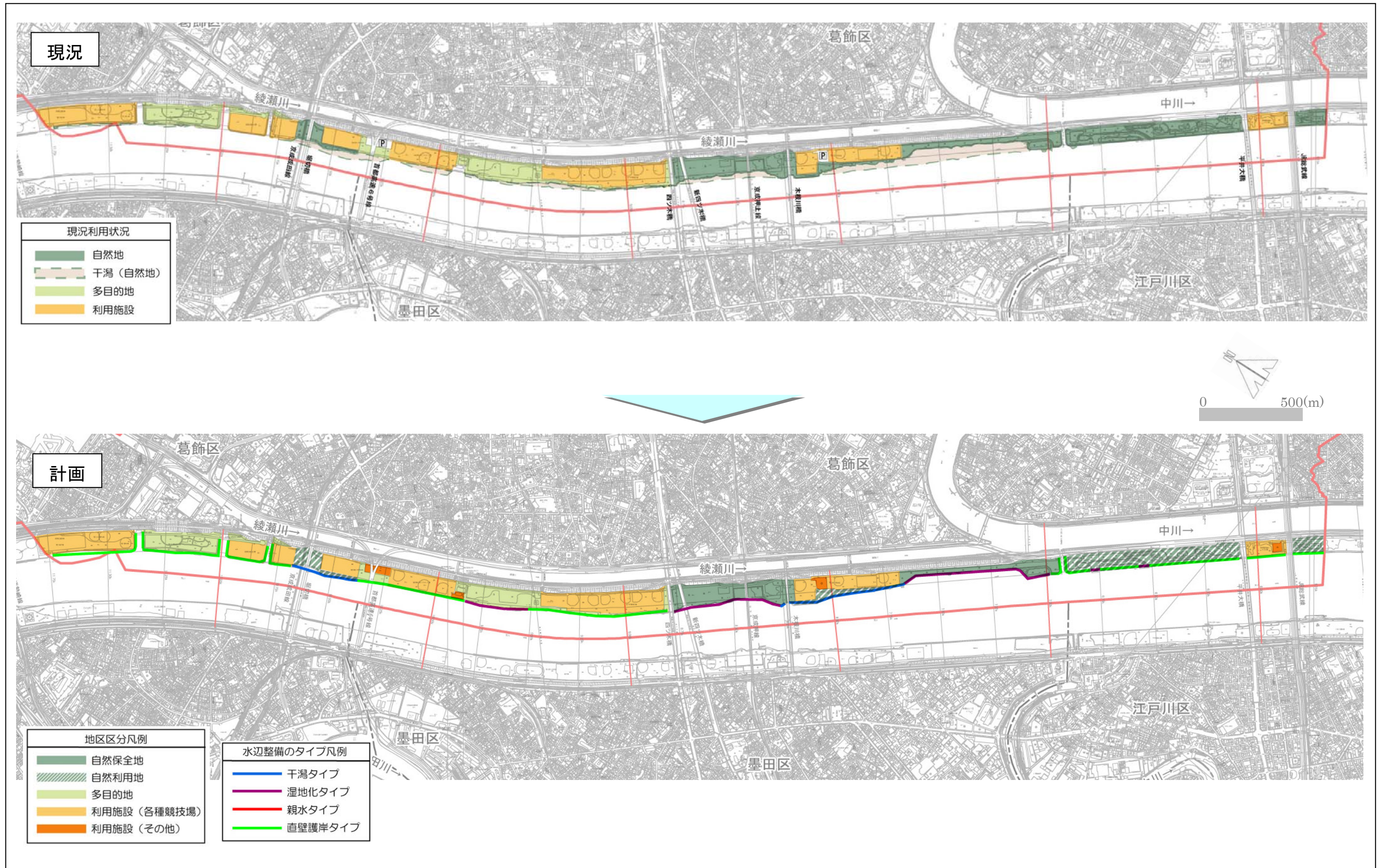


図 5 葛飾区土地利用計画図

2.4 ブロック別計画

川づくりの基本方針及び土地利用計画を受けて、地先の特性に応じて区分されたブロック毎の整備の考え方を示します。

2.4.1 現況土地利用

葛飾区の荒川河川敷は、河口から 5.7km～11.8km に位置しており、その低水路幅は約 200～300m です。河川敷の面積は、約 59ha であり、その内訳は自然保全地が約 27ha、グラウンドや公園・緑地等の利用地が約 32ha となっています。

表 3 現況土地利用（平成 20 年度末）

土地利用項目	面積(ha)
自然地	18.55
干潟(自然地)	7.95
多目的地	11.69
利用施設	20.55

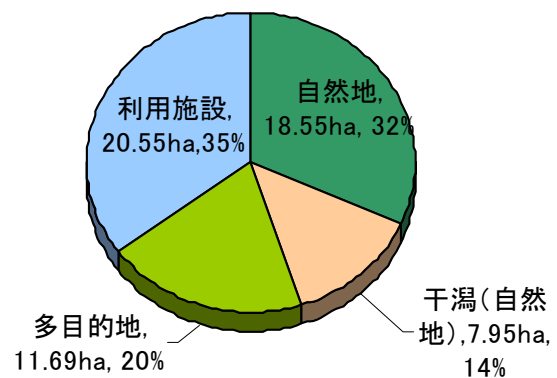


図 6 現況土地利用（平成 20 年度末）



新小岩公園ブロック（葛飾あらかわ水辺公園）

2.4.2 ブロック区分

推進計画の基本方針や地先の立地特性を踏まえ、本地区の整備にあたってのブロック区分を行うと下図のとおりとなります。

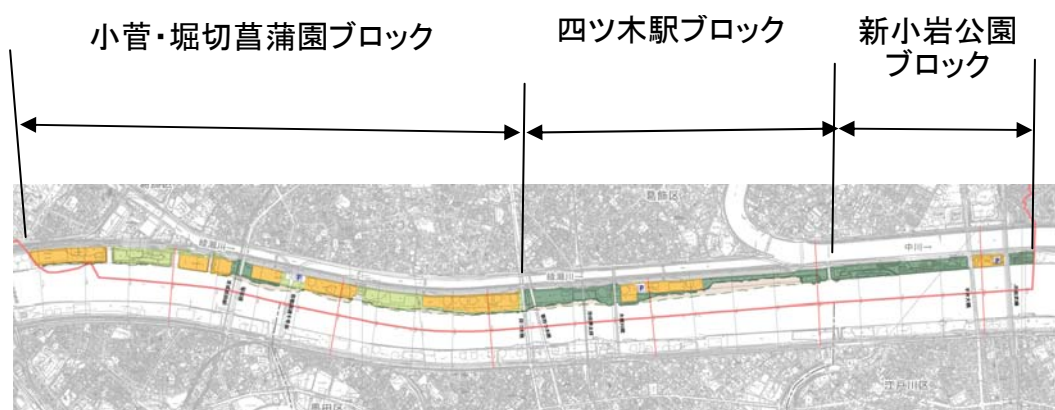


図 7 葛飾区におけるブロック区分

2.4.3 ブロック計画

(1) 新小岩公園ブロック

1) ブロックの概況

- ・本ブロックは、葛飾区の南西部にあたり、JR 総武本線新小岩駅が至近に位置します。（アプローチは、平井大橋からとなります。）
- ・本ブロックは背割堤防で仕切られた中川と並走する区間であり、市街地側には、新小岩公園が整備され、周辺地域は、工場、住宅、商店が混在する密集市街地となっています。
- ・河川敷には、芝生系広場や自然地（ワンド）等を含む公園が整備されています。
- ・本ブロックには中川水門が整備されており、現在、荒川・中川の通船に使用されています。
- ・本ブロックは、避難場所に指定されています。
- ・震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに利用されています。



新小岩公園ブロック付近の荒川（5.5km～8.0km）

2) これまでの成果

- ・河川敷利用のための「芝生系広場の整備」や中規模自然地として「原っぱ、ワンド等の整備」を進めました。
- ・防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。
- ・緊急用河川敷道路の整備をしました。

●1996 葛飾区地区計画図

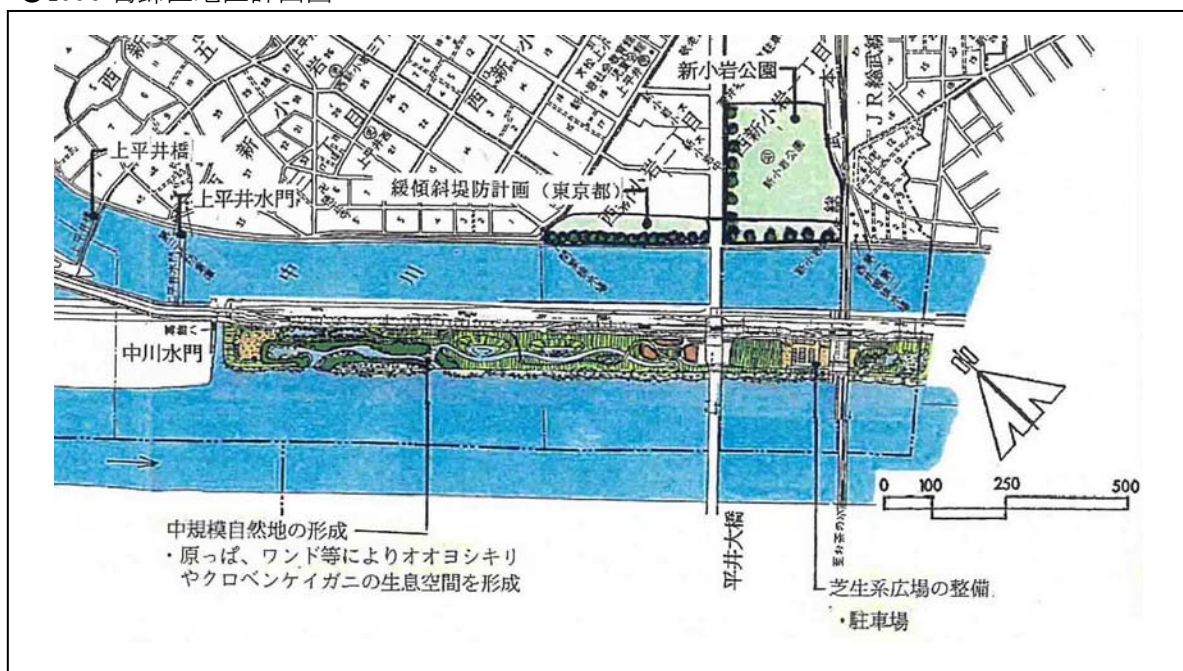


図 8 1996 葛飾区地区計画（新小岩公園ブロック）

●進捗状況図

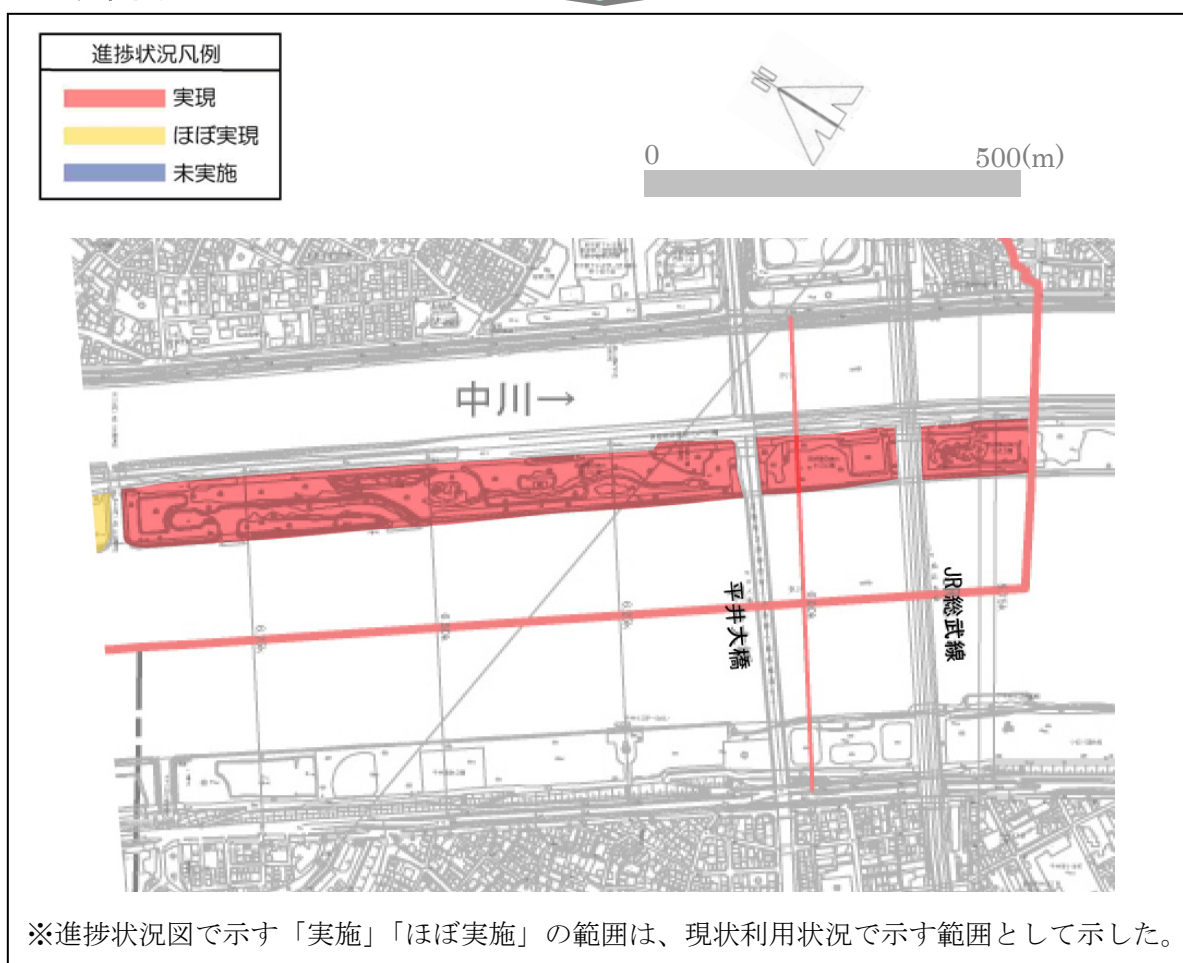


図 9 進捗状況図（新小岩公園ブロック）

3) ブロック別計画

〈ブロックの目標・整備方針〉

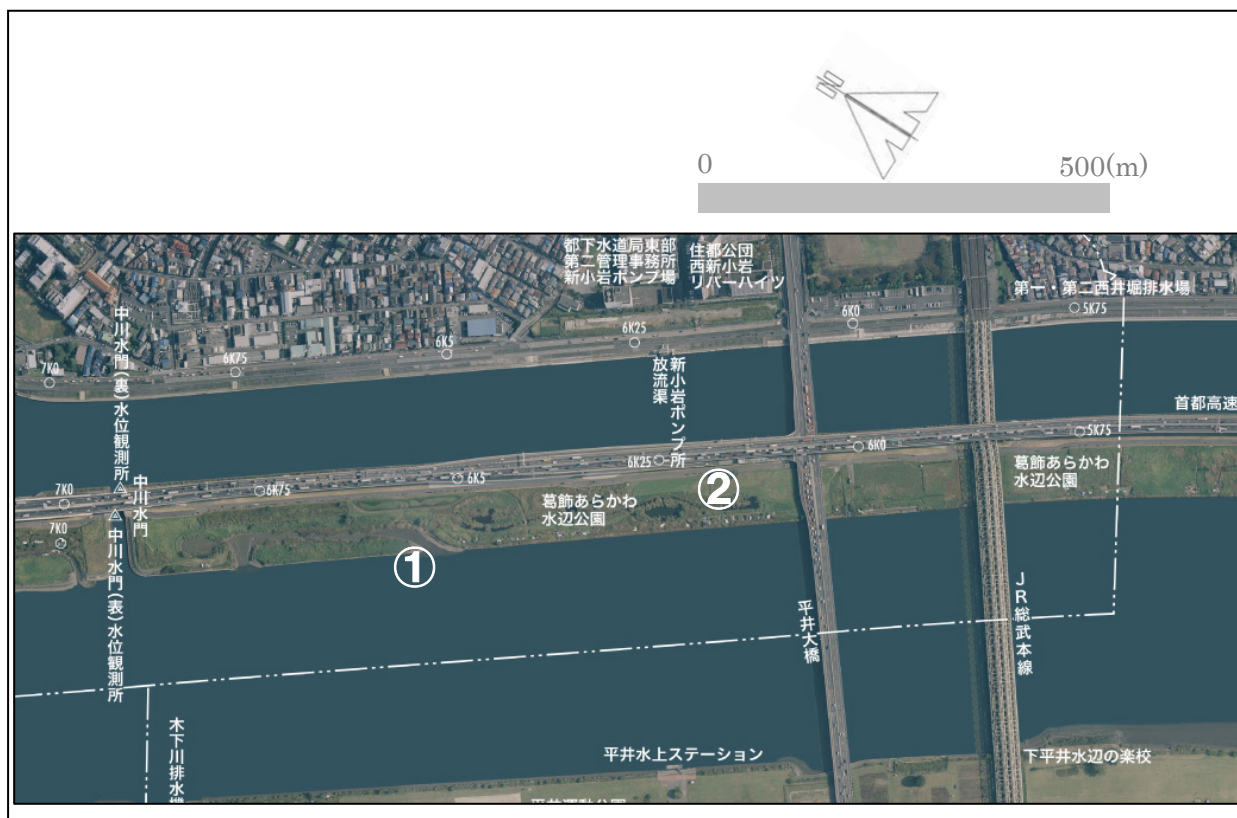
- ・水際のヨシ原やチガヤの原っぱなどを積極的に保全するとともに、自然環境を改善させる取組みにより、水辺の生物たちとふれあえる自然地を維持します。
- ・自然地は、大規模ワンド等の適正な維持管理により生物多様性を高め、生物の生息環境を整えると共に、野草広場等との連携により、川辺のレクリエーション空間となるよう配慮します。

〈ブロックの取り組み内容〉

(左岸)

- ・平井大橋と中川水門の間に整備した大規模ワンドや水路を活用し、葛飾ならではの汽水域の魚やクロベンケイガニ等の水生動物、オオヨシキリをはじめとするこの地になじみ深い鳥達の生息の場とします。
- ・なだらかに造成された凹凸の原っぱの地形を活かし、生き物達の多様な生息環境として維持するとともに、散策者がのんびり横になれるくつろぎの空間として活用します。
- ・葛飾区の玄関口のシンボルとして、また、緑陰の場として高木の植栽を行います。植栽については、水辺の生物多様性を再生する観点から在来植物を中心に選定するとともに、樹高の他、耐潮性や再生力などに配慮します。
- ・ワンド等の自然保全地は出来るかぎり人為的な管理を避け、荒川のもつ力により荒川下流部の生態系を保全していきます。
- ・災害時の避難場所のあり方について検討していきます。
- ・以下のような管理を区、国土交通省、利用者が一体となって実施していきます。
 - 利用者には、持ち込んだゴミを必ず持ち帰っていただくよう協力を求めています。
 - 浅瀬部分には上流からのゴミが漂着しやすいので、区及び国土交通省はゴミの撤去に努めます。
 - 住民ボランティア団体の方々の協力を求めています。

●ブロック別計画



(利活用計画内容)

葛飾あらかわ水辺公園

荒川の自然環境と河川景観を活用し、「生き物とふれあえる公園づくり」を図るため、区民、国土交通省、区が計画段階から協議を重ねながら、整備を行いました。本園は、従来の公園とは異なり、大半が水辺と草地で占められています。

① 水辺ゾーンのワンド

河川の本流と一部つながった河岸沿いの池をワンドといいます。



② 広場ゾーン（平井大橋上流）

湿地や水路、草地を整備したことにより、多様な生物が回復しています。



図 10 ブロック別利活用計画（新小岩公園ブロック）

(2) 四ツ木駅ブロック

1) ブロックの概況

- ・本ブロックは葛飾区内荒川のほぼ中流域にあたり、京成線四ツ木駅が至近に位置しています。
- ・本ブロックは綾瀬川と中川の合流部付近にあたり中堤を有するブロックで、市街地側は、町工場や商店、住宅地が混在する密集市街地となっています。
- ・河川敷利用としては、野球場及びサッカー場、駐車広場が整備されています。
- ・木根川橋周辺や中川水門付近は、大規模な干潟やヨシ原が広がり、ヒヌマイトトンボ等の貴重な生息地となっています。
- ・また、本ブロックにはかつしかハープ橋が整備されており、自然を背景とした景観を形成しています。
- ・本ブロックは、避難場所に指定されています。
- ・震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに利用されています。



四ツ木駅ブロック付近の荒川（7.25km～9.0km）

2) これまでの成果

- ・治水対策として、「堤防の耐震性向上、緩傾斜化及び緑化」「緊急用河川敷道路の整備」を進めました。
- ・河川敷利用のため「駐車広場の整備」「野球場」「サッカー場」を整備しました。
- ・自然保全地の向上として「大規模自然保全地の形成」「大規模自然保全地の間にある野球場周辺の自然度向上整備」を進めました。
- ・防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。
- ・緊急用河川敷道路の整備をしました。

●1996 葛飾区地区計画図

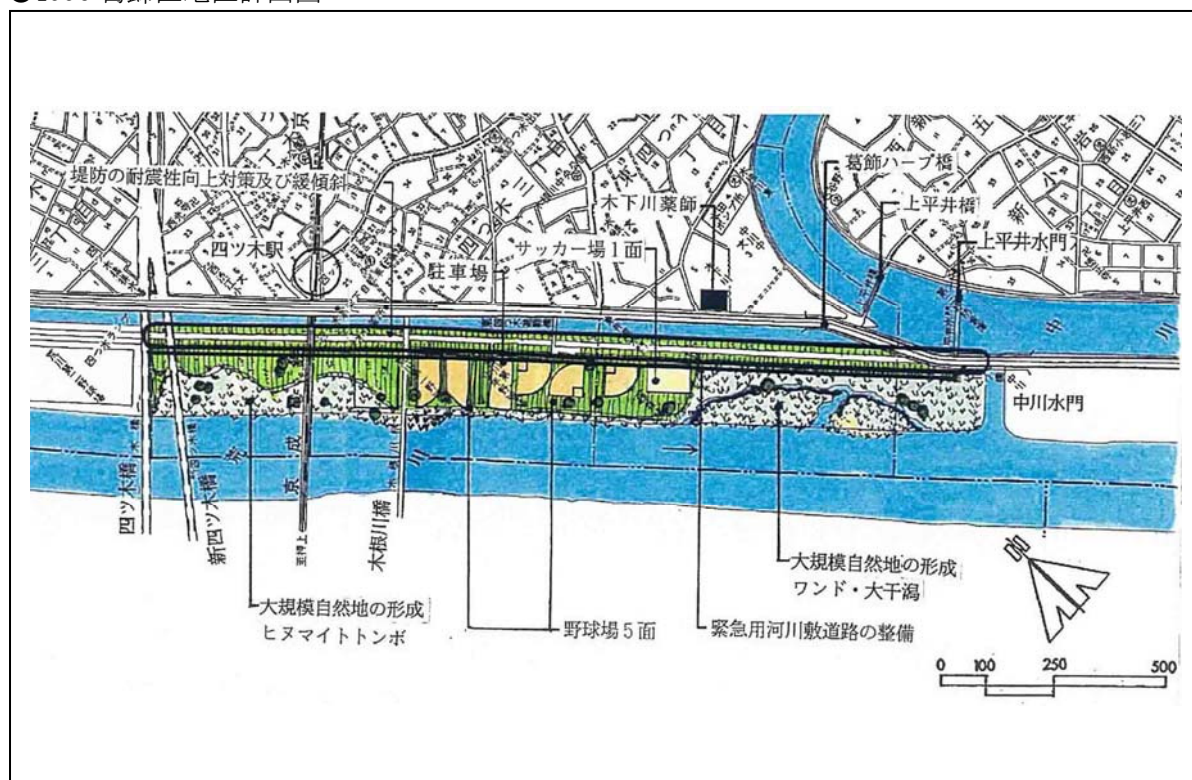
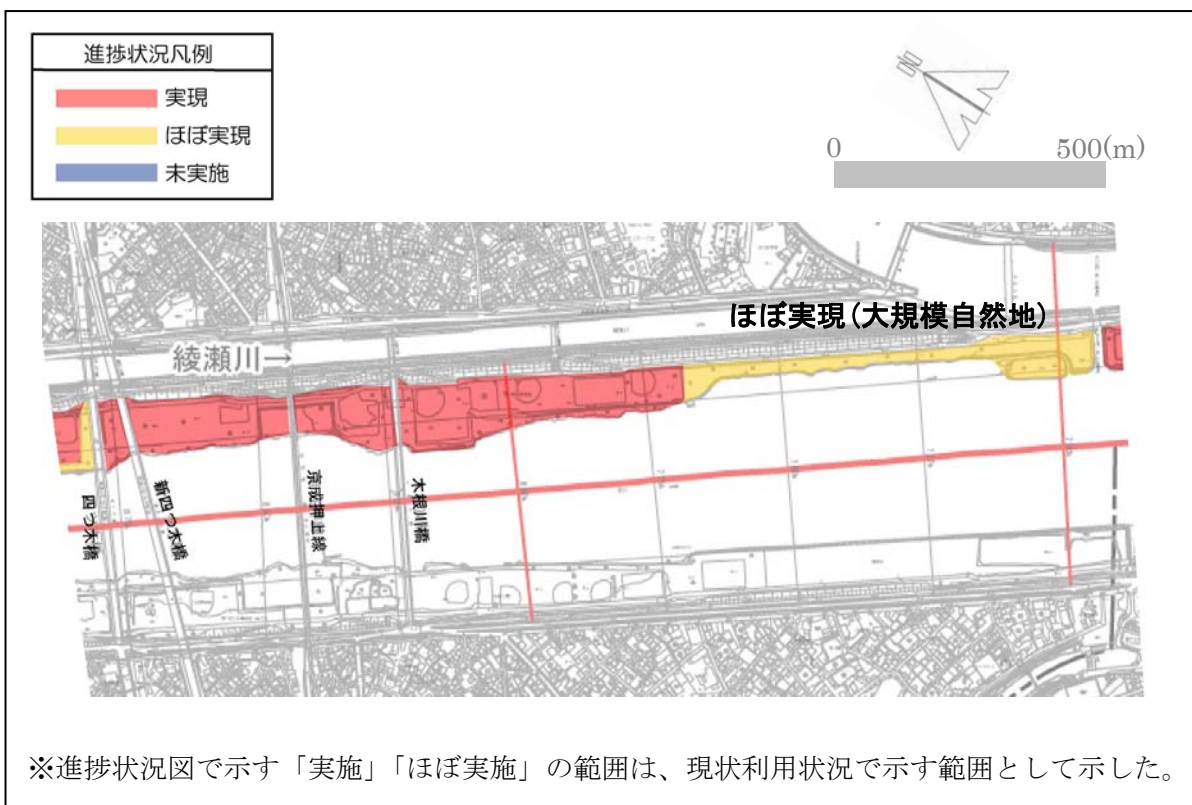


図 11 1996 葛飾区地区計画（四ツ木駅ブロック）

●進捗状況図



※進捗状況図で示す「実施」「ほぼ実施」の範囲は、現状利用状況で示す範囲として示した。

図 12 進捗状況図（四ツ木駅ブロック）

3) ブロック別計画

〈ブロックの目標・整備方針〉

- ・木根川橋周辺の干潟やヨシ原を生物多様性を高めるために大規模自然保全地として適正に保全していきます。

〈ブロックの取り組み内容〉

- ・四ツ木駅南の現在のヒメイトトンボの生息地を中心に、生息環境の保全を図るため大規模自然保全地を人々の立ち入りを制限する区域(サンクチュアリ)とします。
- ・ブロック南側の大規模自然地は、コチドリやカワセミなどの多様な鳥類等の生息地として造成した複数のワンドや干潟による多様な生息環境を保全し、サンクチュアリとしての環境を確保します。
- ・四ツ木駅から2つの大規模自然保全地と木下川薬師等を回遊する散策路を創ります。
- ・かつしかハープ橋の眺望に配慮した見晴らしポイントなどの整備を行います。
- ・2つの大規模自然保全地の間に残された野球場周辺は、自然度を高めるなど大規模自然保全地との調和を図ります。
- ・災害時の避難場所のあり方について検討していきます。
- ・以下のような管理を区、国土交通省、利用者が一体となって実施していきます。
 - 利用者には、自然保全地への立ち入りは慎んでいただくよう協力を求めます。
 - 利用者には、持ち込んだゴミは必ず持ち帰っていただくよう協力を求めます。
 - 浅瀬部分には上流からのゴミが漂着しやすいので、区及び国土交通省はゴミの撤去に努めます。
 - 住民ボランティア団体の方々の協力を求めます。
- ・区民やNPOなどと区、国土交通省とが連携しながら行う日常の維持管理やホームレス対策などの仕組みについて検討していきます。
- ・大規模自然地において、自然環境に影響を与えない範囲で人が荒川に親しむことができる方策について検討していきます。

●ブロック別計画図



(利活用計画内容)

① 木根川橋野球場 1 面 (区民のスポーツ活動の場として大人用野球場を整備) 	② 木根川橋駐車広場 (スポーツ活動利用者また河川敷利用者のための駐車広場を整備) 	③ 木根川橋少年野球場 1 面 (区民のスポーツ活動の場として少年用野球場(使用は中学生以下に限定)を整備) 	④ 木根川橋球技場 1 面 区民のスポーツ活動の場として大人用サッカー場を整備 	⑤ 木根川橋少年野球場 1 面 (区民のスポーツ活動の場として少年用野球場(使用は中学生以下に限定)を整備) 
--	---	---	--	---

図 13 ブロック別利活用計画(四ツ木駅ブロック)

(3) 小菅・堀切菖蒲園ブロック

1) ブロックの概況

- ・本ブロックは葛飾区内の荒川の上流域から中流域に位置し、京成線堀切菖蒲園駅及び四ツ木駅が近接しています。また、綾瀬川に沿って首都高速葛飾江戸川線があり、首都高速葛飾三郷線小菅ランプが至近に位置しています。
- ・本ブロック上流部は荒川と綾瀬川に挟まれた三角地で、小菅水再生センターや東京拘置所等の施設が立地しています。
- ・中流部沿川には区の名所である堀切菖蒲園が立地し、その付近は住居地域と準工業地域からなる密集市街地となっています。
- ・市街地側には小菅東スポーツ公園や小菅西公園が整備されており、河川敷のスポーツグラウンドや、公園等とあわせ、本区のスポーツ・レクリエーションの地域となっています。
- ・水際は干潟、ヨシ原が発達しています。
- ・本ブロックは、避難場所に指定されています。
- ・本ブロック中流部の堀切菖蒲園付近には、船着場が整備されています。
- ・洪水被害が多い綾瀬川の治水安全度を向上させるため、堀切菖蒲水門の新設とあわせ、綾瀬排水機場のポンプの増設を行いました。
- ・防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、河川敷に光ファイバーが敷設されています。



小菅・堀切菖蒲園ブロック付近の荒川（8.5km～12.0km）

2) これまでの成果

- ・治水対策として、「堤防の耐震性向上対策、緩傾斜化及び緑化」「緊急用河川敷道路の整備」を進めました。
- ・河川敷利用のため「スポーツグラウンドの整備」「賑わい広場の整備」「堀切菖蒲園駅～堀切菖蒲園～水門の歩行者の動線の整備」「野草系広場の形成」「高水敷から小菅西公園へのアプローチの整備」を進めました。
- ・自然保全地の向上として「中規模自然保全地の形成」「既存グラウンド～水際部を緑のコーダーとして整備」を進めました。
- ・防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。
- ・緊急用河川敷道路の整備をしました。
- ・堀切菖蒲園船着場（堀切リバーステーション）の整備をしました。
- ・堀切菖蒲水門の新設及び綾瀬排水機場のポンプの増設をしました。

●1996 葛飾区地区計画図

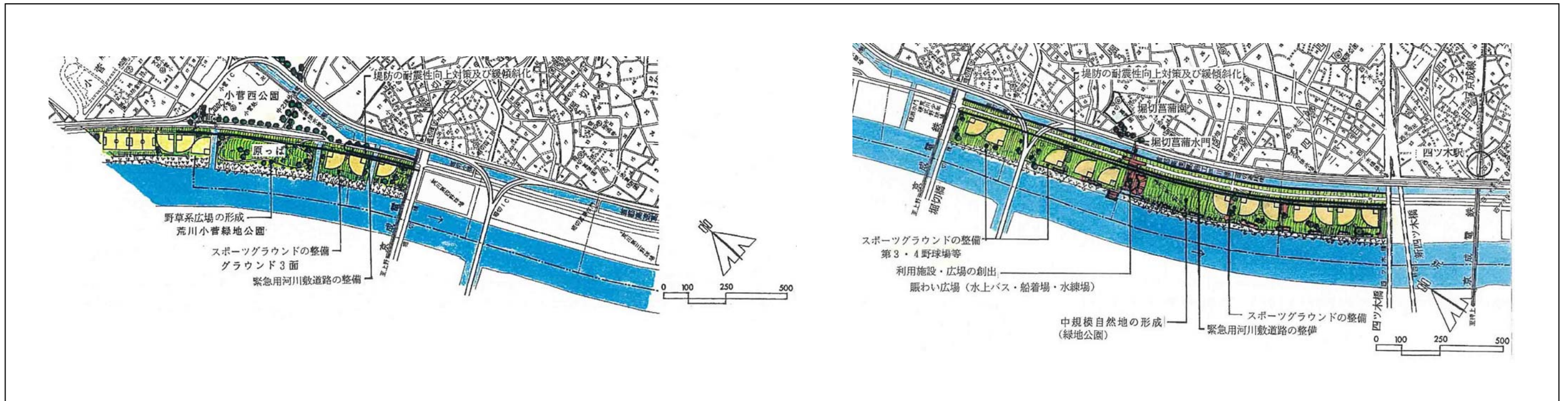


図 14 1996 葛飾区地区計画 (小菅・堀切菖蒲園ブロック)



●進捗状況図

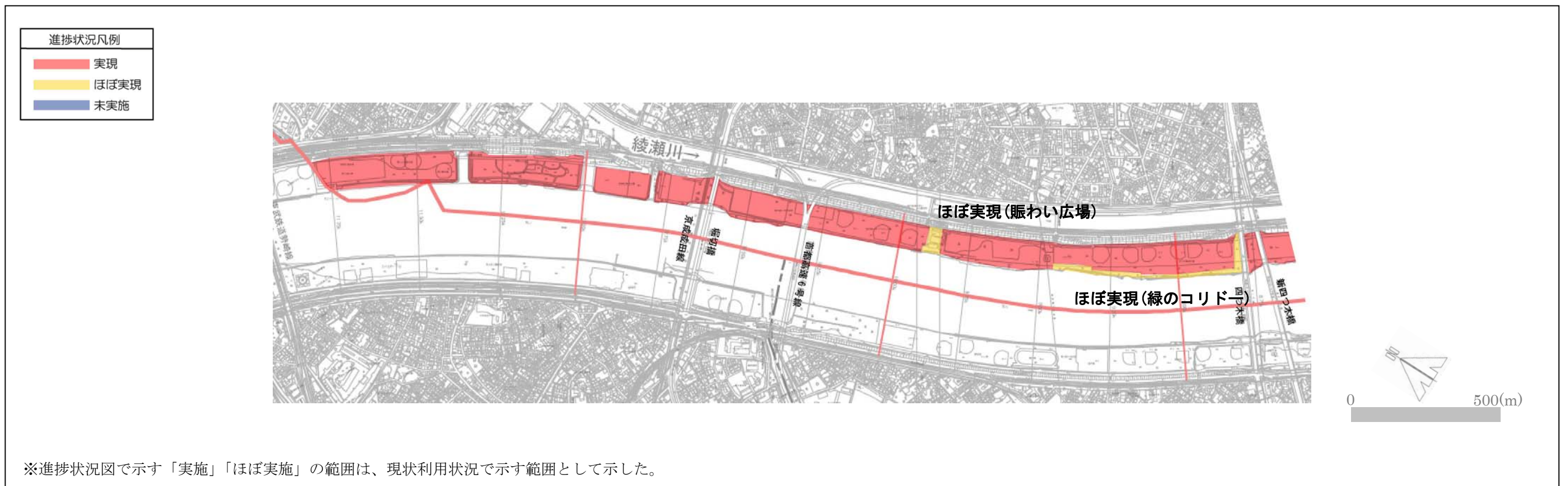


図 15 進捗状況図 (小菅・堀切菖蒲園ブロック)

3) ブロック別計画

〈ブロックの目標・整備方針〉

【堀切菖蒲園地区】

- ・市街地と河川敷とのアクセスの充実を図るとともに、堀切菖蒲園と河川敷の広場・施設等との連携による地域一体となった水辺の風景づくりを図ります。
- ・また、水際の干潟・ヨシ原や河川敷の草原を保全し、生物多様性の向上を図り、グラウンド等と調和させていきます。

【小菅地区】

- ・ブロックの各施設を連携させ、堤内外一体となった“公園ゾーン”を形成していきます。
- ・市街地側は住宅と工場等が混在する密集市街地であるとともに、河川敷はスポーツ広場等が整備されていることから、比較的緑が少ない地区であるため、グラウンド間に小規模自然保全地を設置することで、緑と緑をつなぎ、小動物の移動、生息空間の確保を図ります。

〈ブロックの取り組み内容〉

【堀切菖蒲園地区】

- ・中規模自然保全地の水際部のヨシ原は、できるだけ人手を加えずに保全していきます。
- ・グラウンド部は、水際部やグラウンド間を活用して、緑のコリドーとして連続させ、昆虫等の移動・生息空間として保全していきます。
- ・堀切菖蒲園駅～堀切菖蒲園～堀切菖蒲水門の歩行者の動線を整備します。堀切菖蒲水門付近の船着場を利用し、水上バスや渡しによる浅草方面や千住方面の連携を図ります。これらは災害時の避難路、物資輸送にも活用できます。
- ・また、堀切菖蒲園と堀切菖蒲園駅との間にある商店街の魅力を高め、荒川へのアプローチとしていきます。あわせて、水門、玄関広場、船着場等をめぐる周遊動線を設けます。
- ・地震時に堤防が大きく崩れ、綾瀬川を閉塞する事により市街地に被害を及ぼすことがないよう、堤防の耐震性向上対策を行うとともに、堤防の川表側の緩傾斜化と緑化を行い堤防と河川敷が一体になった親しみやすい空間を創り出します。なお、対策実施区間の延長は、詳細な地盤調査を行ったうえで決定することとしています。
- ・災害時の避難場所のあり方について検討していきます。
- ・以下のような管理を区、国土交通省、利用者が一体となって実施していきます。
 - 利用者には、持ち込んだゴミは必ず持ち帰っていただくよう協力を求めます。
 - 水際部には、上流からのゴミが付着しやすいので、区及び国土交通省はゴミの撤去に努めます。
 - 住民ボランティア団体の方々に協力を求めています。

【小菅地区】

- ・荒川小菅緑地公園、小菅西公園及び小菅東スポーツ公園の公園間の連携強化を図り、河川敷と住宅側の各公園が一体となった公園ゾーンの創出に努めます。
- ・公園や河川敷の利用活性化を図るため、公園施設の機能充実に努めます。
- ・災害時の避難場所のあり方について検討していきます。

●ブロック別計画図



(利活用計画内容)

① 荒川小菅球技場 2 面 区民のスポーツ活動の場としてサッカー兼ラグビー場を整備しました。 	③ 荒川小菅野球場 2 面 (区民のスポーツ活動の場として大人用を整備) 	⑤ 堀切橋野球場 1 面 (区民のスポーツ活動の場として大人用野球場を整備) 	⑦ 堀切橋少年硬式野球場 1 面 区民のスポーツ活動の場として少年用硬式野球場(使用は中学生以下に限定)を整備) 
② 荒川小菅少年野球場 1 面 (区民のスポーツ活動の場として少年用野球場(使用は中学生以下に限定)を整備) 	④ 荒川小菅緑地公園 「空と緑を感じ、開放的になることができる緑地公園」をテーマに、昭和 6 2 年に開園。緊急用河川敷道路整備に伴い、「荒川将来像計画」に基づき、平成 1 5 年に再整備しました。 	⑥ 堀切橋フットサル場 2 面 区民のスポーツ活動の場としてフットサル場を整備しました。 	

図 16 ブロック別利活用計画(小菅・堀切菖蒲園ブロック) 1/2



(利活用計画内容)

⑧ 堀切橋少年野球場 4 面

(区民のスポーツ活動の場として少年用野球場 (使用は中学生以下に限定) を整備)



⑨ 堀切橋少年ソフトボール場 1 面

区民のスポーツ活動の場として少年用ソフトボール場 (使用は中学生以下に限定) を整備)



⑩ 堀切水辺公園

「荒川の新名所づくり」をテーマに、人と自然が共生できる賑わい空間を創出するとともに、荒川の自然を保全するための自然地を整備しました。

菖蒲田

地域の区民の方々が自主管理で維持管理を行っており、堀切菖蒲園に近いことから、堀切第二菖蒲園とも呼ばれています。



堀切菖蒲園船着場

(堀切リバーステーション)

公園内に整備された船着場は、緊急時はもとより、平常時においては、本区の新たな玄関口となっています。



⑪ 四つ木橋球技場 1 面

(区民のスポーツ活動の場として大人用サッカー場を整備)



⑫ 四つ木橋野球場 6 面

(区民のスポーツ活動の場として大人用野球場を整備)



図 16 ブロック別利活用計画 (小菅・堀切菖蒲園ブロック) 2/2

3. 荒川の維持・管理の考え方

「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」の実現に際しては、沿川市区民と沿川自治体による2市7区荒川市民会議が開催され、これをとおして各市区の荒川のあるべき姿が議論されてきました。

今後も荒川をより身近な川として親しみ、みんなで育んでいくことが大切です。このため、今後とも沿川市区民と沿川自治体・国との協働による計画の推進がますます重要です。

以上を受け第3章では、沿川市区民と沿川自治体や国のなすべき役割分担を明らかにするとともに、今後、荒川をどのように維持・管理するかを明らかにします。

3.1 基本的な考え方

3.1.1 管理計画策定の背景

河川敷は「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」に基づき整備が進められています。

河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、区民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・水辺を利用や環境、防災等に配慮して適性に管理していくことが一層重要となっています。

またこれからの川づくり計画は、単に創るためだけのものではなく、荒川を守り育ててゆく計画としても機能することが大切です。このため沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する区民の方々との協働により荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要です。

3.1.2 管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地では、維持管理が十分に行き届いていない箇所もあり、生物多様性の観点から外来種の侵入などによる生物種数の減少が懸念されています。また洪水時の漂着ゴミの放置や不法居住、ゴミの不法投棄などの問題も指摘され、良好な自然環境が形成されないことが課題となっています。

利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、河川敷のマナーが守られず、禁止区域でのゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ゴミの不法投棄等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

3.1.3 管理計画の手法

区民に様々に使われている荒川を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境にかかる変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を満足するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などが必要となります。

3.2 行政と区民の役割

区民と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と市民活動の役割分担を明確化し、区民が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「市民活動と行政の連携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため国は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のための取り組みを行います。

区は河川敷を利用する市民への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、占用地を中心に取り組みを行います。

区民は公共空間である荒川河川敷において、ゴミを捨てない、利用マナーを守るという適切な利用に努めることが基本になります。

3.2.1 国土交通省（河川管理者）が行う維持管理

荒川の下流部において、災害に対する安全安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取り組みを行っていきます。

河川の状態を把握するため、基礎データの定期的な蓄積として必要な測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などを行います。

また、維持管理水準を維持するために実施すべき対策としては、堤防除草、高水敷除草や集草等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕、地震や災害等の対応のためのソフト的項目及び対応に取り組んでいきます。

さらに、快適な利用の提供としては、護岸、坂路、散策路、などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

3.2.2 葛飾区が行う維持管理

葛飾区は、荒川の河川敷のうち占用区域の維持管理を担当しています。占用区域の用途としては、大別して公園・緑地とグラウンド等の2つになり、各々、年間の管理を行います。維持管理については、国、自治体、区民が協働で進めていきます。

3.2.3 区民と行う維持管理

区民と行う維持管理は、動植物等の調査、クリーン活動の実施や参加、川の通信簿の実施、不法行為の通報など、河川の状態を把握するための情報提供や河川の維持管理水準を保つために必要な活動が期待されます。

また、ワンド・ビオトープ等の管理や自然観察会等の実施などにより、河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

国、葛飾区及び区民の関わりは概ね以下のようになります。

表 4 維持管理への関わり（案）

手 法	国	区	区民
河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等			
○基本データ収集（測量）			
縦横断測量、平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影※	○		
○基本データ収集（河道状況把握）			
生き物の情報収集（鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類調査、河川環境情報図の更新）	○		○
河川空間利用実態調査	○		
河川空間評価「川の通信簿」（国交省事業）の実施	○		○
外来種対策	○	○	○
水面利用の監視※	○		
○基本データ収集（水文調査）			
水位・水質観測※	○		
○河川区域等における不法行為の発見			
ホームレス等の不法行為・不法占用・不法工作物の監視※	○	○	
○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング			
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング※	○		
維持管理水準を維持するために実施すべき対策			
○河川敷の清掃管理			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、清掃		○	○
○河川敷の植物管理			
高水敷の占用施設の除草・除草後の集草		○	
池・ワンド・ビオトープ、園地等の植物管理		○	○
○河川敷の施設管理			
トイレ、遊具、ベンチ、園路、運動施設等の施設点検・修繕		○	
遊具の安全管理		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	
連携による池・ワンド・ビオトープ、園地の管理（植物管理）	○	○	○
○維持管理目標を満足するために実施すべき対策			
河川構造物の修繕※	○		
○河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応			
住民（水防団）、自治体、国の連携した出水前・出水時の対応※	○	○	○
渇水時・水質事故時の対応※	○		
地震時の対応（緊急用河川敷道路、緊急用船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応）	○	○	
その他（火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応）	○	○	
快適な利用の提供			
○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路等）	○	○	
○河川区域等における快適な利用			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（荒川の自然を使った工芸作品づくり、水辺の楽校等での自然観察会等）		○	○
防災施設の平常時利用（リバーステーション、緊急用河川敷道路等の活用）	○	○	
○利用指導			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	○	○	

※治水のための管理項目

3.3 河川敷の管理計画

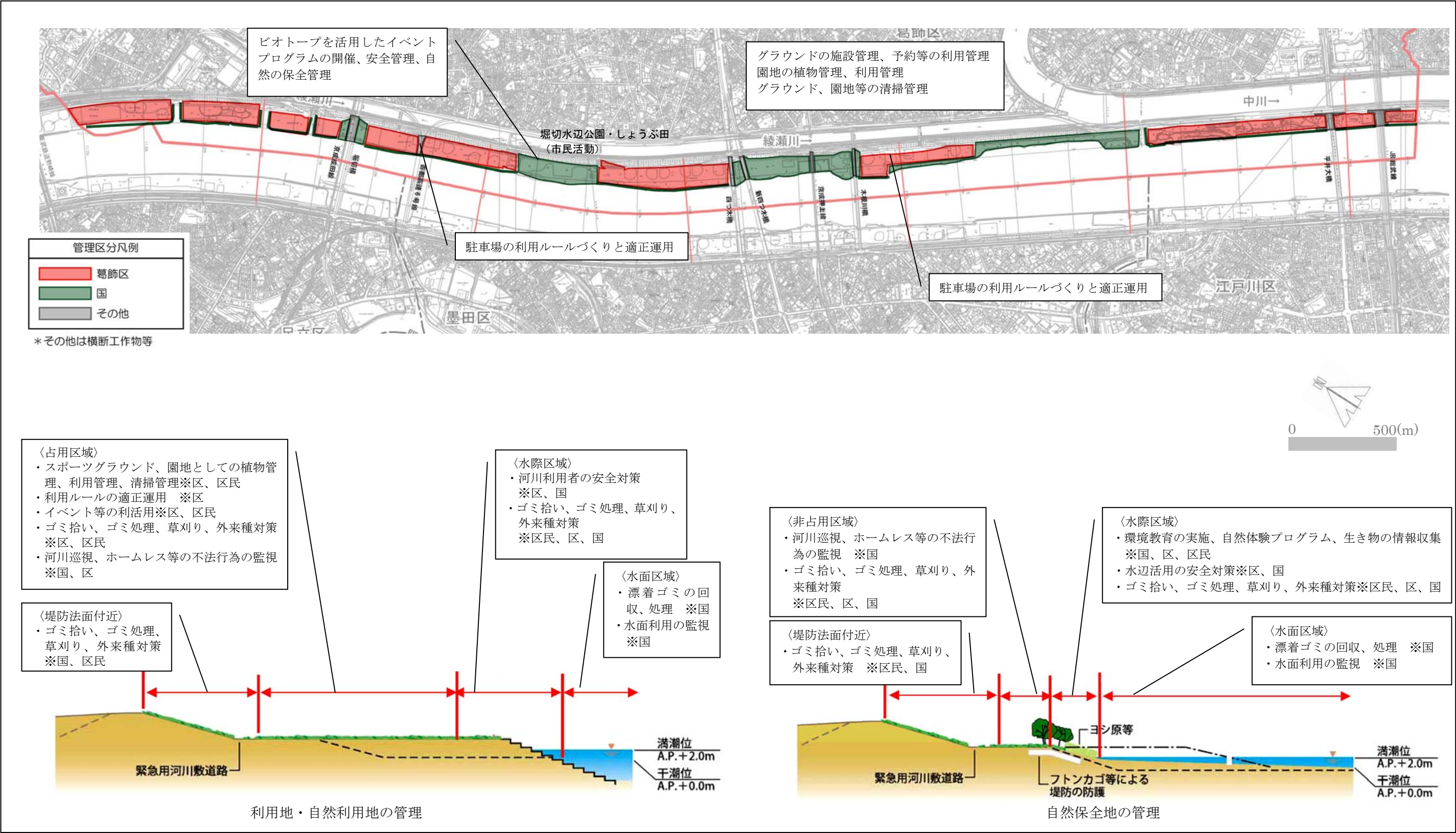


図 17 葛飾区河川敷管理区分図

3.4 自らできるまちづくり支援の仕組み

荒川では様々な区民による河川敷の管理への参加が拡大しており、今後はボランティアをはじめ荒川を利用する区民の方々との協働により、荒川を守り育てることが重要となっています。

このため行政と区民の連携のもと、将来に渡り継続的・発展的に荒川の維持管理を進められる市民活動への支援を推進する必要があります。

葛飾区では自らできる川づくり支援のメニューを表 5 のとおりとし、国とともに取り組んでいきます。

表 5 自らできるまちづくり支援の取り組み内容の一例

No.	取り組み	内容	担当部署
1	荒川を考える葛飾区民会議の運営	会議の場で、区民が荒川のあるべき姿について討議するため円滑な運営を行う。	国：荒川下流河川事務所調査課 葛飾区：都市整備部街づくり調整課
2	市民活動の場の提供	知水資料館の3階を開放して、活動の場を提供する。	国：荒川下流河川事務所
3	ボランティア保険加入のサポート	区民がゴミ拾いや自然観察を行う際の保険加入。	葛飾区：総務部総務課（保険）
4	資機材の提供 (いつでもできるゴミ拾い)	軍手、ゴミ袋等の提供とゴミ収集を行う。	葛飾区：教育委員会事務局生涯スポーツ課
5	河川敷を利用しているスポーツ団体や河川沿いに隣接している公共施設等との連携	河川敷を利用しているスポーツ団体や河川沿いの公共施設等と連携して良好な河川環境の維持に努める。	葛飾区：教育委員会事務局生涯スポーツ課
6	市民活動に対するインセンティブの付与	公益的な市民活動に対して社会貢献等の表彰制度を設置する。	葛飾区：総務部総務課（自治功労者表彰）



写真 荒川を考える葛飾区民会議

3.5 環境学習の取り組み

《 コ ラ ム 》

河川の水質調査体験 ～自然環境学習出前講座～

河川に囲まれた・飾区にとって河川とは、身近に存在する自然のひとつです。しかし、川の水は汚いといったイメージや直立した護岸などによって、川と接する機会は少なくなっています。

区では、おおむね小学4年生から中学生を対象に、区職員が学校や河川敷に出張し、荒川を含めた区内河川の水質をパックテストや透視度計などの簡易測定器具を使って一緒に調査します。

川に関心を持ち、自然の一部として川を認識してもらい、川を汚さないためにはどうすればよいのか学習しています。



説明の様子



マハゼ



モクズガニ



河川からの採水



パックテストで調査



調査結果のまとめ

【問い合わせ先】 環境部環境課自然環境係

4. 計画の実施に向けて

地区別計画は、各地区における概ね 10 年後の姿を示しています。今後はその実現に向け、着実な推進をしていくことが必要です。このため推進に際しては、計画の着実な実行、社会情勢の変化に伴う新たな対応や課題解決のための計画の見直し・改善などにより、計画について再確認しつつ活動につなげていく体制づくりが大切です。

以上を受け第 4 章では、今後も地域とともに地区別計画を推進していける仕組みと計画変更プロセスを示します。

4.1 推進の仕組み

荒川将来像計画はこれまで、荒川市民会議の議論を踏まえて、沿川自治体の協力の下「荒川の将来を考える協議会」によって計画の推進を図ってきました。今後も地域との協働により地区別計画を推進していくことが重要です。

このため荒川市民会議や「荒川の将来を考える協議会」において、計画の評価システムとしての PDCA サイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

内容の確認等とおして、ブロックの土地利用計画や川づくり支援の取り組みについて変更の必要性が生じた場合は、課題等の分析を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

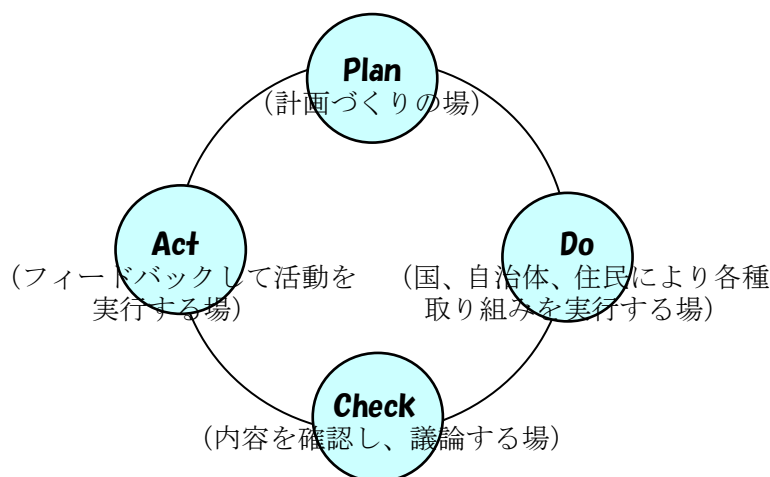


図 18 PDCA サイクルによる地区別計画の推進

4.2 計画の変更プロセス

地区別計画の策定後、変更の必要性が認められる場合は、荒川市民会議等の地域住民の意見聴取を行いながら作成していき、当計画の変更に当たっては、国や隣接する自治体と調整の上で、「荒川の将来を考える協議会」で承認を得た後、変更することとします。

4.3 計画書の周知

本地区別計画を市区民と行政の連携のもと推進するためには、本地区別計画を市区民に周知していく必要があります。このため、「荒川将来像計画 2010 地区別計画」の説明会の開催や市区での意見募集、市区の懇談会・タウンミーティング等での議題提供、荒川知水資料館での企画展示などによる周知を推進します。

■問合せ先■

荒川の将来を考える協議会 事務局

葛飾区役所 都市整備部 街づくり調整課 TEL 03-3695-1111

国土交通省 荒川下流河川事務所 調査課 TEL 03-3902-2311（代表）